

避難所におけるペットの受入体制の整備について

1 背景

- 東日本大震災などの災害時において、ペットの受入れ可能な避難所の整備が進んでいなかったために、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となるケースや人に危害を加えるケースが多数生じました。
- また、ペットは家族の一員として、人と密接な関係にあることなどから、災害時にペットと一緒に避難することを望む人はたくさんおられます。
- これらを踏まえ、環境省が作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月）」において、飼い主がペットと一緒に避難することを原則として、地域におけるペットの救護対策を検討することを求めています。
- また、京都市の「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画において、平成32年度までに市内の全ての避難所において、ペットの受入体制を整備するという目標を掲げています。

2 目的

市内全ての避難所（423箇所。平成28年2月末時点）に対して働きかけ、飼い主がペットを連れて避難できる避難所の受入体制を整備することにより、災害時におけるペットの防災対策の強化を図ります。

3 現状

- 各学区の避難所運営協議会等においては、行財政局防災危機管理室が作成した「京都市避難所運営マニュアル※」を基に、避難所ごとにマニュアルを作成し、避難所の運営体制を整備しています。
 - ※ 当マニュアルをひな形として、各避難所において、地域事情に応じた運営体制を整備するためのもの。当マニュアルの中に、ペットの管理についても記載されている。
- 現在、既にペットを含めた避難訓練の実施を行うなどの先行事例もありますが、多くの避難所は、ペットの受入れについて十分な検討がなされていない状況です。

4 今後の進め方

- 医務衛生課、保健センター及び動物愛護センターは、避難所におけるペットの受入れが全市的に展開していくよう、ペットの防災対策の必要性や受入体制の整備について周知啓発を行ってまいります。
- また、区役所及び支所の地域力推進室防災担当との連携の下、保健センターが中心となり、避難所運営協議会等に働きかけ、ペットの受入体制の整備に向けた検討等の推進を図っていきます。